

消防庁による住宅用火災警報器の設置率等の調査結果をお知らせします。

1 新潟県における住宅用火災警報器設置状況（令和8年6月1日時点）

令和8年6月1日時点の調査結果は下表のとおりです。

県内では、以下の状況にあると考えられます。

- ① 設置率、条例適合率ともに全国平均を上回っていますが、約3割の住宅でまだ十分な設置がなされていません。
- ② 住宅用火災警報器を設置しているものの、義務づけられた全ての箇所に設置していない世帯があります。

	令和8年6月		令和7年6月（参考）	
	設置率 ^{注1}	条例適合率 ^{注2}	設置率	条例適合率
新潟県	90.4%	73.1%	90.4%	73.0%
全国	85.5%	66.8%	84.9%	65.8%

注1) 設置率とは、市町村条例で設置が義務付けられている寝室や階段のうち、1箇所以上設置されている世帯の割合。

注2) 条例適合率とは、市町村条例で設置が義務付けられている寝室や階段の全てに設置されている世帯の割合。

注3) 標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいます。

（参考）県内の住宅用火災警報器の維持管理状況調査について

上記調査に合わせ、作動確認を行った世帯のうち4.6%で、電池切れや故障が確認されました。

- ・点検ボタンを押すか、ひもを引いて、定期的な作動確認をお願いします。
- ・設置から10年以上経過している場合は、電池切れや電子部品の劣化により火災を感知しなくなる考えられるため、本体の交換を推奨します。

2 県の対応

- ① 消防本部と連携し、住宅用火災警報器の設置場所や火災予防に対する有効性等について、より一層周知を徹底し、設置促進を図っていきます。
- ② 全ての住宅に設置が義務化されてから10年以上が経過していることから、逃げ遅れを防止するため、電池切れや作動不良をなくす等、適切な維持管理について周知するとともに、未設置の住宅に対し、住宅用火災警報器を設置するよう呼びかけていきます。

消防本部別設置率及び条例適合率（令和8年6月1日時点）

消防本部	構成又は委託市町村	設置率	条例適合率
新潟市消防局	新潟市	94%	80%
長岡市消防本部	長岡市	93%	89%
三条市消防本部	三条市	81%	61%
柏崎市消防本部	柏崎市、出雲崎町、刈羽村	92%	78%
小千谷市消防本部	小千谷市	73%	36%
見附市消防本部	見附市	91%	80%
村上市消防本部	村上市、関川村、粟島浦村	84%	74%
糸魚川市消防本部	糸魚川市	89%	54%
五泉市消防本部	五泉市	87%	56%
阿賀野市消防本部	阿賀野市	91%	53%
佐渡市消防本部	佐渡市	80%	61%
魚沼市消防本部	魚沼市	65%	37%
南魚沼市消防本部	南魚沼市、湯沢町	84%	54%
阿賀町消防本部	阿賀町	95%	86%
加茂地域消防本部	加茂市、田上町	85%	65%
燕・弥彦総合事務組合 消防本部	燕市、弥彦村	83%	56%
新発田地域広域事務組合 消防本部	新発田市、胎内市、聖籠町	92%	80%
十日町地域消防本部	十日町市、津南町	90%	46%
上越地域消防局	上越市、妙高市	94%	66%
新潟県		90.4%	73.1%
全 国		85.5%	66.8%

※全数調査ではなく標本調査のため、標本誤差が含まれます。

とりわけ、調査世帯数が少ない消防本部では、必ずしも実態を正確に反映しているとは限りません。



住宅用火災警報器を設置しましょう

①全ての寝室と階段(寝室が2階以上にある場合)に必ず設置してください。

- 全ての住宅に設置が義務付けられています。
- 県内の約3割の住宅でまだ十分な設置がなされていません。

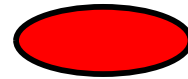
②台所、居間など火気を取り扱う場所への設置もお勧めします。



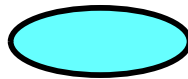
③作動テストなど定期的な維持管理をお願いします。(電池切れや故障している場合があります)





設置例



必ず設置



設置をお勧め

住宅用火災警報器が電池切れしたり、故障していないかボタンを押すか  ひもを引いて  確認しましょう。

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴る。

ピピ、
ピーピーピー

ピーピーピー
火事です



警報音はメーカーや製品により異なります。



引き続き1か月に1回
作動確認をお願いします。

音が鳴らない。



電池がきちんと
セットされているかご確認ください。



電池切れか機器本体の故障です。
取扱説明書をご覧ください。



住宅用火災警報器が命を守っています



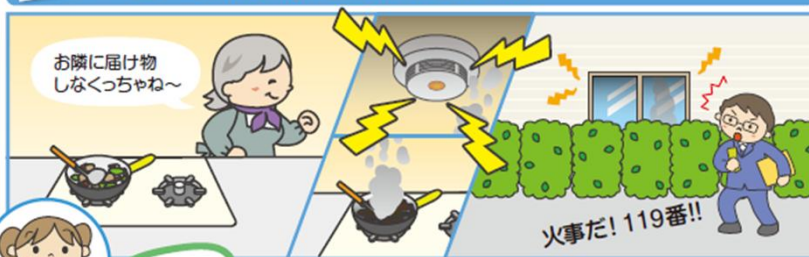
火事です！
火事です！



住宅用火災警報器の設置により大事に至らなかった事例が、新潟県内で465件報告されています。（令和8年6月1日時点）

（新築住宅への設置が義務化された平成18年以降で消防本部・署に連絡があったもの）

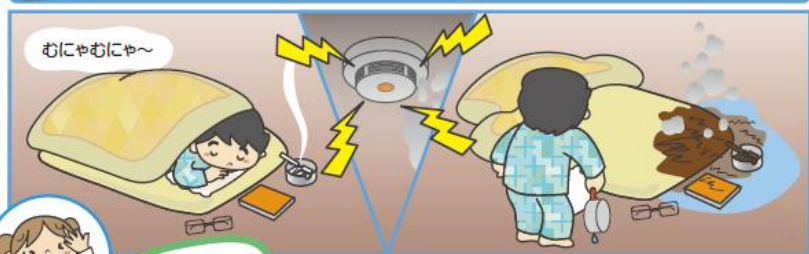
事例1 コンロを消し忘れて外出してしまい…



コンロを消し忘れて外出してしまい、鍋を空だきしたが、台所の住宅用火災警報器が鳴り、家の近くを通りかかった人が気づき、大事に至らなかった。



事例2 眠る前にタバコを吸ってしまい…



布団に着火したが、住宅用火災警報器が鳴って目が覚め、煙が出ていた布団に水をかけて消火し、大事に至らなかった。



住宅用火災警報器は10年を目安に交換をおすすめします。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。

10年を目安に交換しましょう。
交換時は連動型住宅用火災警報器の設置をおすすめします。



住宅用火災警報器 交換のおすすめ

10年たったら、とりカエル。

販売店

家電量販店、ガス事業者、ホームセンター等

〈お問い合わせ先〉

お近くの消防本部・署または
新潟県防災局消防課まで（電話：025-282-1665）

住宅用火災警報器について、県のHPでも紹介しています。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shobo/1250539425278.html>



新潟県